

小型特殊自動車の申告について（お願い）

小型特殊自動車を所有している場合は、軽自動車税の申告が必要です。（公道を走行しない車両や現在使用していない車両でも、所有していれば課税対象となります。）

乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車やフォークリフト、ショベルローダーなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象（固定資産税の課税対象となる償却資産にはあたりません）となります。これらの車両を所有している人は、軽自動車税の申告をして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

※標識（ナンバープレート）の交付を受けても、公道走行できない車両もありますのでご注意ください。あくまで、市町村から交付する標識（ナンバープレート）は公道走行を許可するものではなく、課税標識となります。（公道走行できない車両の例：田植機）

【軽自動車税の対象となる小型特殊自動車】

	全長	全幅	全高	最高速度	年税額	車両の種類
農耕作業用自動車（乗用）	制限なし	制限なし	制限なし	35 k m/h 未満	2,400 円	農耕トラクター、コンバイン、田植機など
上記以外の小型特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15 k m/h 以下	5,900 円	フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローダーなど

※上表に該当しないもので事業に使用しているものは固定資産税（償却資産）としての申告が必要です。

※なお、現在固定資産税（償却資産）として申告されている小型特殊自動車については、軽自動車税の登録前に固定資産税の償却資産の修正申告をする必要があります。